

会議等報告書(概要)

平成17年6月24日

決 裁	市長	助役	部長	次長	課長	補佐	係長	係	課内供覧	作成者	
										生活安全課 主査 菅原 聡	
合 議											
件 名	平成17年度 第2回 流山市自転車駐車対策審議会										
日 時	平成17年5月26日(火) 午後2時							場 所	流山市役所 304 会議室		
出 席 者	審議会委員 別紙「出欠者名簿」のとおり 市 戸部市民生活部長・岡田生活安全課長・岩永補佐 菅原主査・時田主事										
傍 聴 者	別添「自転車駐車対策審議会傍聴カード」のとおり										
配 付 資 料	別添のとおり										

会議等の概要

【開 会 午後2時00分】

事務局

ただ今より平成17年度第2回自転車駐車対策審議会を開会いたします。
会議開催にあたりまして会長より挨拶を頂戴したいと思います。

【 会 長 あ い さ つ 】

事務局

次に、市民生活部長より挨拶を賜りたいと思います。

【 市 民 生 活 部 長 あ い さ つ 】

事務局

それでは次に、早速議題に入らせていただきます。

なお、これからの議事進行につきましては流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づきまして会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日の審議会において傍聴希望者がおりますので、会議公開の原則により会長において、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人の方は入室してください。

それでは、会議を進行させていただきます。

まず始めに、本日の出席についてご報告いたします。ただいまのところ、出席委員10名、欠席委員4名(内1名退任)であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席された委員の方々には、本日配付の資料を後日送付したいと存じますのでご了承願います。

次に議事進行につきましては、お手元に配付の次第に基づき進めてまいりたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは議題に入りたいと思います。

議題(1)「流山市自転車駐車場の利用登録制度の見直しについて」を議題といたします。

前回、資料提出を求められておりました自転車駐車場の施設整備計画(資料4)及び指定管理者制度(資料5)について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局説明(資料4・5)】

なお、ご質問につきましては後程お受けいたしますので、よろしくお願い致します。

それでは、前回の審議会において答申原案作成のために設置いたしました起草委員会を去る5月18日及び23日の2回にわたり実施いたしました。

そこで議題(1)のア「起草委員会における議論について」

資料2については事務局より、資料3については私から報告を申し上げます。

それでは事務局より資料1について、説明をお願いします。

【事務局説明(資料2)】

次に、私の方から、第2回起草委員会(H17.5.23)で答申案としてまとめました、資料3について報告させていただきます。

【会長説明(資料3)】

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問等がなければ、次のイ「答申に向けた議論の整理について」及びウ「答申案の作成について」を議題といたします。

この議題については、起草委員会でまとめました答申案の内容及び文言表現等について検討していただきたいと思います。

委員

答申の鑑の表現で、「平成16年12月10日付け」とありますが、送り仮名の「け」は公文書的に必要なのでしょうか。

事務局

公文書では、つけております。

会長

ほかに、ご意見等ございませんか。

委員

資料4の自転車駐車場設備計画についてですが、これらの施設整備は、どれくらいの期間(スパン)で計画をされているのでしょうか。

事務局

今回、この資料でお示したのは、約10年後までの修繕関連を中心とした最低限の整備計画と考えております。

したがって、大きな事業費として考えられます江戸川台駅の階層式自転車駐車場の建てかえというようなものは一切含まれておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員

特に質問は、ございませんが、施設整備経費が想像以上に掛かることに驚きました。

事務局

今回、お示した施設整備計画の資料内容ですが、これは現時点で目視により必要個所を概算したものですので、今後 10 年間に於いては設計単価が変わる可能性や入札等で競争させることにより契約差金が生じる場合があるということです。

概算では、約 9,000 万円ですが実質的な契約金額で捉えていきますと、これ以下になるというのが一般的でございますが、単価自体が上がれば、これ以上の金額になる可能性があるということです。

委員

資料 4 の自転車駐車場整備計画で江戸川台駅には東口、西口に各階層式自転車駐車場がありますが、二点にわたりご質問いたします。

まず、駐車場面積というのは底地の面積で捉えてなのか、それとも 2 層式なので実際に使える面積で捉えているのか伺います。

もう一点は、この資料によりますと収容台数の多い自転車駐車場が面積は少なく、収容台数の少ない自転車駐車場が面積は広くなっておりませんが、これはどうしてなのでしょう。

事務局

面積については、自転車が置ける収容台数で捉えておりますが、江戸川台駅東口階層式と同東口第 1 自転車駐車場の収容台数が逆に記載されておりますので、次回の審議会で訂正したものを資料として配付したいと考えております。

委員

この資料 4 の施設整備計画は、施設維持をするための最低限の経費というご説明がありましたが、アンケート調査結果の中で「盗難防止用の監視カメラを設置してほしい」という意見が約 300 名の方からの希望があったと思います。現時点で、今後、監視カメラを設置するというような計画はあるのでしょうか。

事務局

防犯用の監視カメラの必要性についての議論を自転車駐車対策審議会の中で行う必要があると思います。また、現時点では防犯カメラの設置について具体的には考えておりません。

それは、防犯カメラの設置については外灯などの照明を明るくすれば盗難防止につながるということで、主に外灯中心に施設整備を考えていきたいと思っております。

委員

アンケート調査結果の中で、照明設備の増設と盗難防止器具を違う項目として捉えたと思うのですが、これは同じ防犯面を含めたものであるということで解釈してよろしいのでしょうか。

事務局

そういう解釈で良いと思います。

委員

この整備計画資料というのは10年間を見据えた資料ということではありますが、単年度ごとの年次計画はあるのでしょうか。

事務局

この資料に基づく単年度ごとの具体的な計画は、現時点では一切ありません。

この資料は、これだけの現在ある自転車駐車を維持管理していくためには、これだけの経費が掛かるということで積算させていただきましたので、今後、これらの整備については10年間で行う必要があるということです。

端的に申し上げますと、これらを10で割るのか、それとももっと市の財政事情を考慮し、もう少し長い期間で割って行くかということだと思います。

委員

今後、自転車駐車の用地取得についての計画があれば、教えていただきたいと思います。

事務局

今までも、将来的にも用地を取得するという考え方はございません。

今までは、用地取得費についても管理運営費に含めるということでしたが、これまでの審議会の議論として用地は市の財産であることから、財産として売却等も可能であることから管理運営費には含めないという見解です。しかし、取得に伴う利息分については管理運営費に含めるのが妥当であるという議論だったと思います。

現時点で新たに用地を取得するという計画はございません。

委員

資料1で現地受付は、行わないということですが、どうなのでしょう。

事務局

現地受付を行うか、行わないか、この審議会でご議論いただき、最終的に市長に答申いただいた上で、この答申を尊重し行政側で対応していくということだと思います。

事務局

前々回の審議会の議論で、委員からアンケートの結果から見ますと「現在、利用者はそれ程利用にあたり不便を感じていないのだから、あえて経費負担の高い現地受付は必要ないでしょう」という議論があったと思います。

また、出張交付期間を1日だけでなく3日にするとか、出張所での受付、又は全て郵送での交付など利用者の利便性向上のために新たなシステムを構築するというので、現地受付は行わないという議論があったと思います。

委員

一時利用の問題については、経費面等々を考えた場合、これからは民間駐輪場のより一層の活用をしていただくことが良いかと思います。

また民間駐輪場がない江戸川台駅西口におきましては、状況を見ながら試行的に行うということですので、結構だと思います。

会長

起草委員会の委員になられた方々は、意見等ございませんでしょうか。

委員

2日間にわたり十分議論いたしましたので、特にございません。

事務局

先程説明いたしました指定管理者制度について、ご質問等ございませんでしょうか。

会長

この制度について、不明な点等がございましたらお願いします。

なお、指定管理者制度について事務局より補足説明がございますのでお願いします。

【事務局(部長)補足説明(資料5)】

事務局

自転車駐車場料金が使用料になった場合、公の施設として管理運営条例を議会の議決を経て制定しなければなりません。

また、これら施設の指定管理者を認定するにあたっては議会承認が必要です。

そこで、行政側が提示した料金等の条件を受けられるNPO団体や民間企業、あるいは現在委託されている出資法人が、どれだけあるのかということが問題になると思います。

委員

自転車駐車場以外の公の施設においても、段々民営化になっていくということなのでしょうね。

会長

それでは、特に意見等がなければ、今回の案を答申案としたいと思います。

なお、次回に、今回の審議内容を事務局で再度、精査し、最終の答申案として提示していただきたいと思います。

次に、資料2の委員提案の3点について、答申の中に、どのように位置付けるか、ご議論いただきたいと思います。

委員

3点については、将来のことを考えた場合、答申案に入れておくべきだと思います。

1点目の「都市計画の位置付け」の項目は、別にしても「自転車のマナー、ルール、モラルの教育指導」や「自転車乗り入れ禁止を設ける」ことについては現在も十分必要であると考えます。

委員

流山市は、緑も多い街ということもあり、このような道路についても検討の余地は十分あると思います。

また、本年8月24日につくばエクスプレスが開業するということもあり、1点目の「市街地への自転車専用道路の設置」についても、今後、都市計画部門と十分に協議を行っていただきたい事項ですので、入れておくべきだと思います。

事務局

今回は、基本的には諮問に対する答申ですので、この委員提案は、できれば別枠で整理させていただいて意見又は要望というようなかたちで市長に提出した方が良いでしょう。

会長

それでは、そのような扱いで行いたいと思います。他に意見等ございませんか。

特にありませんので、次の(2)のア「次回の審議会開催予定日について」を議題といたします。

事務局

次回の平成17年度第3回審議会の開催予定日につきましては、6月3日に、この会議室を予定しております。

次回の議題としては、今回の答申案を最終的に精査し、決定していただくこととなります。

会長

それでは、次回の平成17年度第3回審議会の開催予定日につきましては、6月3日に決定いたしますので、委員各位の出席をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、詳細については、後日開催通知を送付したいと考えております。

これをもちまして平成17年度第2回自転車駐車対策審議会を閉会いたします。議事運営、ご協力ありがとうございました。

【閉 会 ; 午後 3時03分】